

強くしなやかな食品産業づくり事業補助金

質問と回答集

しまねブランド推進課

【募集について】

■1. 時期

問 募集時期はいつですか。

答 令和4年8月26日（金）から令和4年9月20日（火）までです。

■2. 受付

問 募集の受付は、先着順ですか。

答 先着順ではありません。募集期間中であれば、受付します。

【補助対象について】

■3. 販売用の包装資材

問 販売に用いる包装資材等は対象になりますか。

答 対象になりません。

■4. リース料

問 設備のリース料は対象になりますか。

答 対象になります。

問 事業年度内にかかったリース料は、補助してもらえますか。

答 補助の対象になります。未来のリース料は、補助できません。

■5. 修繕費

問 ハード事業の修繕費とは、どういったものが対象ですか。

答 製造所の建屋本体（壁や床など）や機器の修繕費用が対象です。

■6. 工場レイアウト、機械設備提案

問 工場のレイアウトや機械設備についての設計事業者や専門家からの提案に係る経費は、ソフト事業の委託や報償費の対象になりますか。

答 対象になります。

■7. 事業承継して建屋を増築

問 既存の施設を承継し、新たな者が建屋を増築して事業をするのは、対象になりますか。

答 承継した者が食品等製造事業者であれば、対象になります。

【事業期間について】

■8. 支払い期間

問 機器の設置に係る代金を次の年度に支払ってもよいですか。

答 支払いは、事業を実施する年度中に終わっていなければなりません。

【事業実施計画書について】

■9. 事業実施計画書の事前確認

問 計画書の下書きを確認してもらうことはできますか。

答 下書きについて、記載漏れや記載誤りがないかを事前に確認することは可能です。

【事業実施計画書に添付する書類について】

■10. 添付書類

問 添付書類は何を揃えればよいですか。

答 様式第2号の「提出書類一覧表」に記載のある書類を揃えてください。

■11. 同意書

問 支援機関の同意書は、何について同意するものですか。

答 事業実施主体が行う事業採択の申請などの手続、事業が採択された場合の補助事業の実施、補助事業実施後の県産原材料調達額や販路の拡大などの取組を主体的に支援すること、また関係機関による支援体制を構築し、関係機関とともに支援することについて同意するものです。（交付要綱第4条参照）

■12. 見積書

問 見積書は1社分でもよいですか。

答 2社以上から見積書を徴取してください。2社以上から見積書を徴取することが出来ない場合は、その理由を提出（様式任意）してください。

問 見積は2社以上とのことですが、パッケージデザインの場合、社長が気に入ったものであれば、金額の高いほうでもよいですか。

答 原則として、金額の低いほうを採用してください。高いほうを採用するのであれば、対外的に説明できる理由を提出（様式任意）してください。

■13. 会社パンフレット、定款

問 個人事業主なので、パンフレットや定款のようなものはありません。

答 パンフレット等がない場合は、事業概要の分かるもの（様式任意）を提出してください。

【補助要件、補助率等について】

■14. 補助率

問 補助率1/2（二分の一）以内とは、どういう意味ですか。

答 例えば、販促資材を購入するのに経費が500万円かかるとすると、補助金額はその二分の一である250万円以下となります。

■15. 補助要件・補助上限（今回変更）

問 県産原材料の調達増加見込額の要件（補助要件）はどういうものか。また、補助上限額との関係は。

答 <補助要件について>

補助事業の効果により、補助事業実施年度から起算して5年度以内のいずれかの年度の県産原材料の調達額が、補助事業実施年度の前年度に比べ、3,000千円以上増加する見込みであることが必要です。これまでは10,000千円以上の増加が必要としておりましたが、事業内容によっては事業活用の障壁になっていたことから、変更しました。

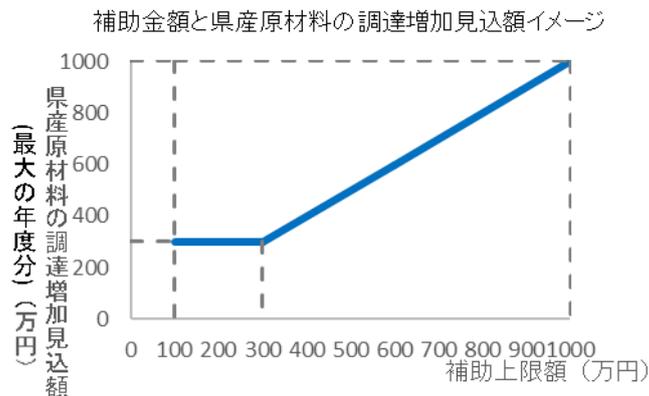
<補助上限額について>

補助要件の変更に伴い、補助上限額を、10,000千円から上記の県産原材料の調達額増加見込額（※）と同額に変更しました。

※補助事業実施年度から起算して5年度以内で最大となる年度の額によります。

この額が10,000千円以上となる場合、補助上限額は10,000千円となります。

補助上限額と県産原材料の調達増加見込額との関係については、下図もご参照ください。



【プレゼンテーション審査について】

■16. プレゼンテーションをする者

問 プレゼンテーションは、支援機関と一緒にするのですか。

答 プレゼンテーションは事業実施主体が行いますが、支援機関の方も同席してください。

【交付決定について】

■17. 交付決定までのスケジュール

問 交付決定までのスケジュールは。

答 募集締切の約1か月後に、書面及びプレゼンテーション審査を行います。そして、審査による評価を踏まえて県が事業実施主体と協議し、事業の実施を適当と認める場合は、事業を採択します。その後、交付申請を受けて、交付決定を通知します。

【再申請について】

■18. 翌年度の再申請

問 不採択となった場合は、翌年度に再度申請できますか。

答 申請できます。ただし、計画内容が不十分で不採択になった申請については、計画内容を見直ししてから再度申請してください。

【財産管理について】

■19. 取得財産へのプレート表示

問 取得財産について、補助事業により取得した旨を示すプレート等の設置は必要ですか。

答 必要です。

補助事業により取得、又は効用の増加した財産であることを事業者が把握し、誤って処分等を行わないために、全ての取得財産（ソフト事業の場合を除く）にプレート等を貼付してください。設置上の注意事項等については以下のとおりです。

<プレート等を貼付する場所>

- ① 単体で稼働する設備については、各設備本体
- ② 一式で稼働する設備については、それぞれ一式ごとに設備本体
- ③ 設置後外部から見えない設備については、当該設備の上物等

<貼付プレートの例>

この〇〇は、島根県より交付された、令和〇年度 強くしなやかな食品産業づくり事業補助金により 整備されたものです。 令和 年 月
--

注1：プレートの素材や大きさについて特段の決まりはありません。

ただし、法定耐用年数期間、視認できる状態を保ってください。

視認性確保のため、耐水性、耐久性に優れ、文字が劣化しにくいフィルム系の素材を推奨します。視認性の悪化、剥がれ等が発生した場合は修繕してください。

注2：プレート作成及び貼付の費用については、補助対象とはなりません。